

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月18日

香川県公安委員会委員長 泉 雅 文

香川県公安委員会規則第2号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1の3（第13条の2関係）		別表第1の3（第13条の2関係）	
路線名	区 間	路線名	区 間
丸亀市道幸町中津線	略	丸亀市道幸町中津線	略
丸亀市道丸亀臨港線	<u>丸亀市新浜町1丁目803番15地先から</u> <u>丸亀市蓬萊町8番地先まで</u>		
丸亀市道蓬萊町区画1号線	<u>丸亀市蓬萊町16番地先から</u> <u>丸亀市蓬萊町7番1地先まで</u>		
丸亀市道蓬萊町区画2号線	<u>丸亀市蓬萊町21番1地先から</u> <u>丸亀市蓬萊町3番2地先まで</u>		
坂出市道西大浜北2号線	略	坂出市道西大浜北2号線	略

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。